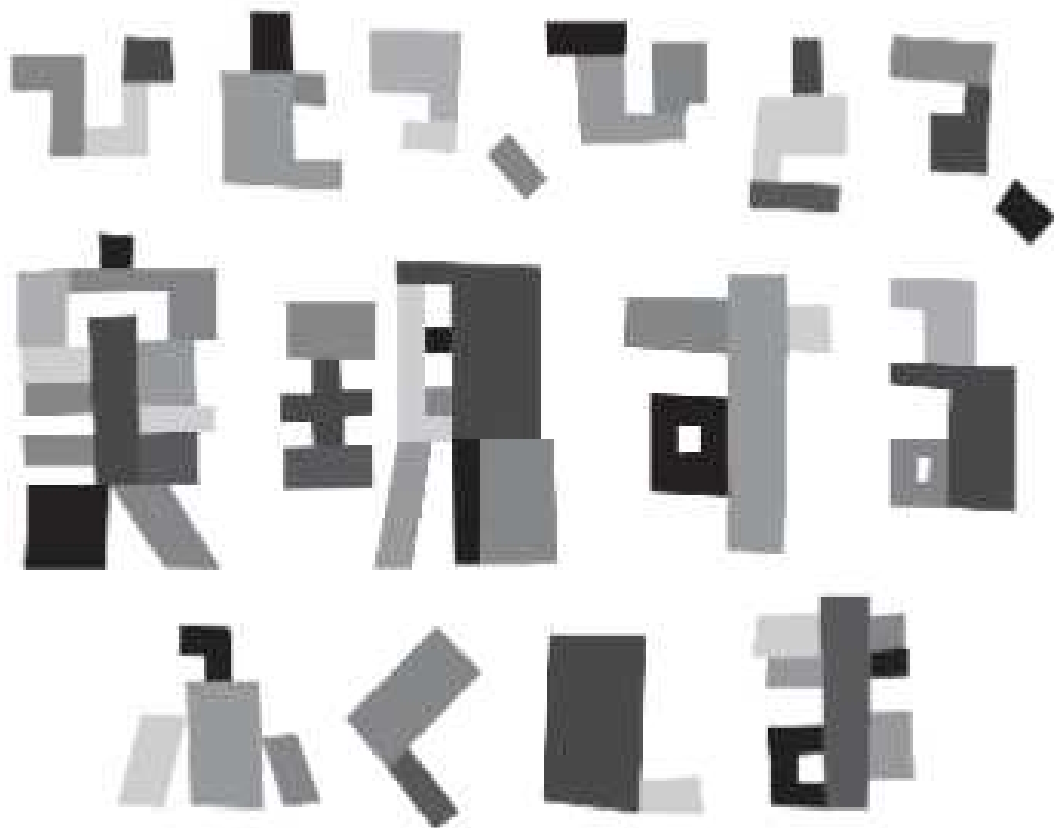


福島県再犯防止推進計画

【令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)】

罪を犯した人や非行のある少年を地域社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会と、安全で安心して暮らせる希望と笑顔に満ちあふれた「新生ふくしま」を築いていくために

概 要 版



令和3年3月 福島県

第1章 計画の趣旨

1 計画の目的

(1) 再犯防止の推進とは

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（以下「法」という。）第1条において、「国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であること」、「再犯防止を推進することによって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現すること」が示されました。

本県においても、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目的として、犯罪をした者等が社会復帰するための仕組みづくりの推進と、犯罪をした者等を社会の構成員として受け入れることへの県民の理解を促進することとします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、法第8条第1項の規定に基づき、国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）（以下「国計画」という。）を勘案して福島県が定める「地方再犯防止推進計画」として位置づけるものです。

2 計画の期間

計画の期間は令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

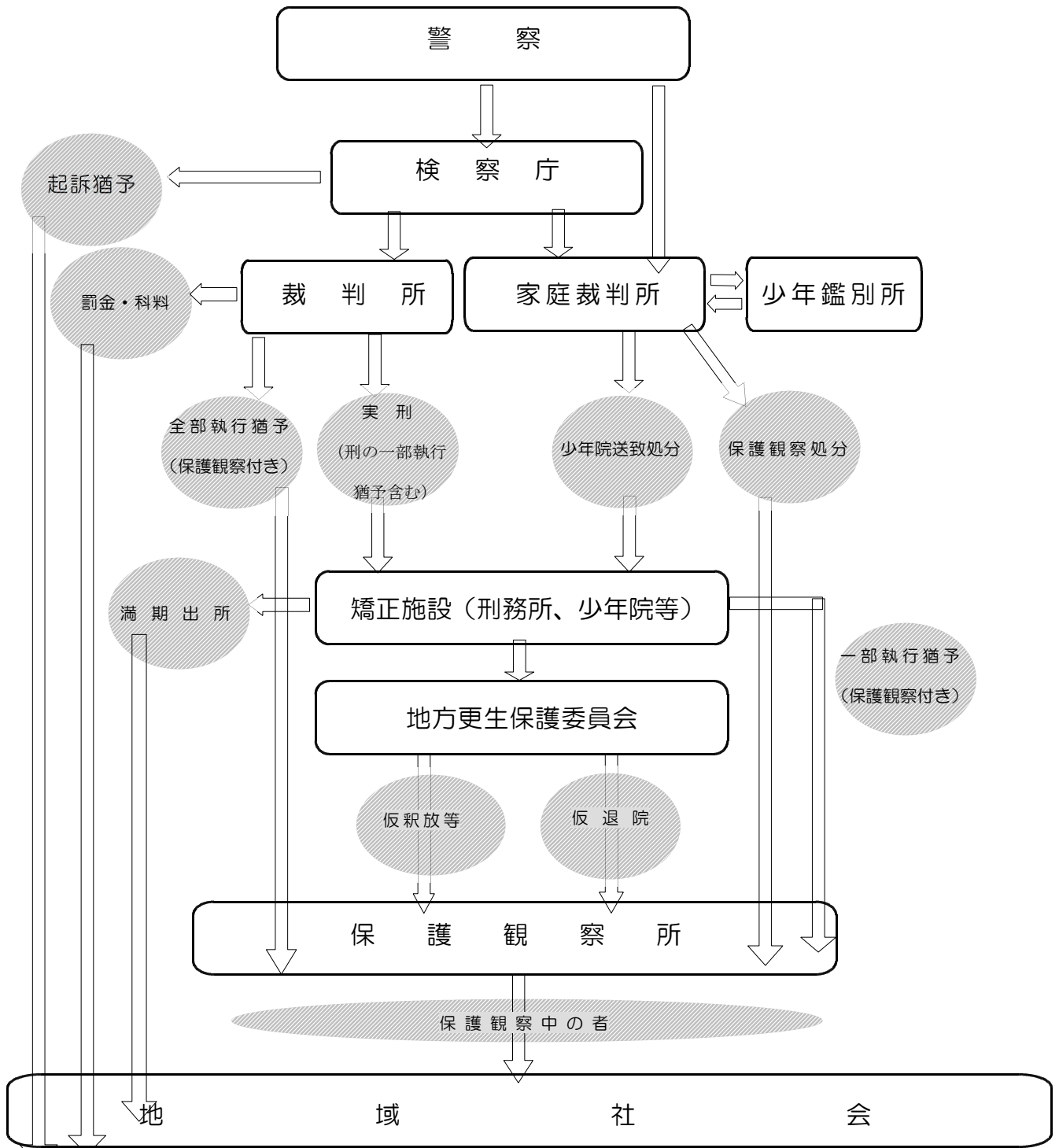
なお、関連施策の見直しや、社会情勢の変化を踏まえ、適宜必要な見直しを行います。

3 計画の対象者（犯罪をした者等）

計画の対象者は、「有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者」とします。

具体的には、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者のうち、起訴を猶予された者、罰金・科料となった者、刑の全部の執行を猶予された者、入所受刑者、保護観察に付された者、満期釈放者で、かつ、支援が必要な者（以下「犯罪をした者等」という。）を指します。

【刑事司法手続きの流れ】



※ 犯罪をした者等は●のいずれかを經由して地域社会に戻った者が該当します。

第2章 再犯防止を取り巻く状況

1 県内の再犯防止対象者数

令和元年の福島県内における犯罪をした者等は1,859人でした。

その内訳は、①満期出所者で県内帰住希望だった者42人、②保護観察の審判を受けた者623人（保護観察の処分を受けた非行少年【1号観察】174人、少年院からの仮退院者【2号観察】38人、刑務所からの仮釈放者【3号観察】197人、執行猶予者【4号観察】214人）、③犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者（起訴猶予者）1,194人となっています。

2 県内の再犯者率・再入者率の状況

令和元年の福島県内の刑法犯検挙者2,231人のうち、再犯者は1,147人で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は51.4%となっています。

また、令和元年に刑務所、少年刑務所及び拘置所（以下「刑事施設」という。）に入所した新受刑者のうち、犯行時に居住地が福島県であった者は180人でしたが、このうち、刑事施設への入所度数が2度以上の再入者は107人となっており、新受刑者に占める再入者者の割合（再入者率）は59.4%となっています。

3 再入者の状況

令和元年に刑事施設に入所した者（犯行時に居住地が福島県であった者）180人のうち、主な罪名別、年齢別、性別、犯行時の職業別の入所者数、再入者数及び再入者率については、次のとおりです。

〈罪名〉 覚醒剤	42人	再入者32人	再入者率76.2%
性犯罪	3人	再入者 3人	再入者率100%
傷害・暴行	13人	再入者 7人	再入者率53.9%
窃盗	63人	再入者42人	再入者率66.7%
〈年齢別〉 65歳以上	31人	再入者21人	再入者率67.7%
65歳未満	149人	再入者86人	再入者率57.8%
〈性別〉 男性	164人	再入者99人	再入者率60.4%
女性	16人	再入者 8人	再入者率50%

〈犯行時の就業状況〉

仕事有り 67人 再入者41人 再入者率61.2%

無職 113人 再入者66人 再入者率58.4%

【参考】平成30年中

仕事有り 83人 再入者39人 再入者率47.0%

無職 110人 再入者64人 再入者率58.2%

※ 全国的な統計を見ると、仕事有りの者よりも無職の者の再入者率が高い傾向にあるが、令和元年中の福島県は例外的に仕事有りの者の再入者率が高くなった。平成30年中の統計では無職の者の再入者率が高かった。

このような統計から、本県では覚醒剤や窃盗の入所者、65歳以上の入所者における再入所者数・再入者率が高い傾向にあることが明らかになりました。

4 子どもの非行状況

令和元年に少年院に入院した非行少年のうち、非行時に居住地が福島県である者は8人（男性8人、女性0人）です。原因となった非行は窃盗が2人で25%、詐欺が2人で25%、横領・背任が1人で12.5%、無免許過失致傷が1人で12.5%、道路交通法違反が1人で12.5%、その他が1人で12.5%となっています。

また、非行時の身上については、保護観察中の者が8人中のうち4人で50%となっています。

福島県では、このような現状を踏まえた上で、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目的として、犯罪をした者等が社会復帰するための仕組みづくりの推進と、犯罪をした者等を社会の構成員として受け入れることへの県民の理解を促進することとします。

第3章 計画の基本方針と施策体系

1 基本方針

犯罪をした者等が社会において孤立することなく、再び社会の一員となることができるよう「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止推進施策を総合的に推進すること。

2 施策体系

基本方針に基づいて実施する施策の体系を次のとおりとします。

I 支援実施機関（国、市町村、民間団体）との連携強化

- 1 再犯防止推進協議会の設置による関係機関・団体等との連携強化

II 支援制度の活用促進

- 1 必要な支援・相談が受けられる相談支援体制の構築支援
- 2 就労の確保に向けた支援
- 3 住居の確保に向けた支援
- 4 保健医療・福祉サービスに関する支援
- 5 学校や地域社会において再び学ぶための支援
- 6 犯罪をした者等の特性に応じた支援の推進

III 支援協力者の育成・確保

- 1 犯罪をした者等を支える民間協力者の確保、支援

IV 県民の理解を得るための広報啓発の実施

- 1 広報啓発の推進

※ 具体的な施策について第4章以降で説明します。
概要については別添のチャートを参考願います。

福島県再犯防止推進計画
(令和3年度～令和12年度)
令和3年3月

福島県子ども未来局子ども・青少年政策課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
電話 024-521-7198
FAX 024-521-7747
【e-mail】kodomoseisaku@pref.fukushima.lg.jp